

本庁舎高圧幹線地中化工事 特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

上田市大手一丁目11番16号

2. 建物概要

[illegible]

3. 工事種目

いたものを適用する。)

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外			
		本庁舎			
電 灯 設 備		・	・	・	・
動 力 設 備		・	・	・	・
電 熱 設 備	幹線、分枝	・	・	・	・
雷 保 護 設 備	幹線、分枝	・	・	・	・
受 変 電 設 備		○	・	・	・
電 力 貯 蔵 設 備		・	・	・	・
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置	・	・	・	・
発 電 設 備		・	・	・	・
構内情報通信網設備	LAN用配管	・	・	・	・
構 内 交 換 設 備	電話設備	・	・	・	・
情 報 表 示 設 備	時計設備	・	・	・	・
映 像 ・ 音 響 設 備		・	・	・	・
拡 声 設 備		・	・	・	・
誘 導 支 援 設 備	インターホン・トイレ呼出し設備	・	・	・	・
テレビ共同受信設備		・	・	・	・
監視カメラ設備		・	・	・	・
駐車場管制設備		・	・	・	・
防犯・入退室管理設備	予備配管	・	・	・	・
自動火災報知設備		・	・	・	・
自動閉鎖設備		・	・	・	・
非常警報設備	非常放送装置	・	・	・	・
ガス漏れ警報設備		・	・	・	・
中央監視制御設備		・	・	・	・
構 内 配 電 線 路		・	・	・	・
構 内 通 信 線 路		・	・	・	・
昇 降 機 設 備		・	・	・	・

4. 図面目録 ・ 別紙参照 ○ 下記の通り

別紙参照 ① 下記の通り

番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
1	特記仕様書	11	
2	案内、全体配置図	12	
3	受変電設備 単結線図	13	
4	幹線動力設備系統図	14	
5	引込幹線改修詳細平面図	15	
6	部分詳細図	16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

II 工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という。及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準図」という。)による。

2. 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項										
機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。 下表に示す材料・機材等（○印のもの）の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承認を受ける。										
機材の品質・性能証明	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 ・ 機 材 名</th><th>材 料 ・ 機 材 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ LED照明器具</td><td>・ 電気錠</td></tr> <tr> <td>・</td><td>・</td></tr> <tr> <td>・</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr> <tr> <td>○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td><td></td></tr> </tbody> </table> 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。 5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。	材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名	・ LED照明器具	・ 電気錠	・	・	・	○ その他、監督員の指示によるもの	○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材	
材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名										
・ LED照明器具	・ 電気錠										
・	・										
・	○ その他、監督員の指示によるもの										
○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材											

項 目	特 記 事 項																	
① 化学物質を発散する 建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)。(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。																	
	<table><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該当する 建 築 材 料</th></tr><tr><td>規 制 対 象 外</td><td>① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>第 三 種</td><td>① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ IBJISのEO規格品 ④ IBJISのFOO規格品</td></tr></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該当する 建 築 材 料	規 制 対 象 外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第 三 種	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ IBJISのEO規格品 ④ IBJISのFOO規格品											
ホルムアルデヒドの放散量	該当する 建 築 材 料																	
規 制 対 象 外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																	
第 三 種	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ IBJISのEO規格品 ④ IBJISのFOO規格品																	
① 施工条件明示項目	※ 現場説明書による																	
② 電気保安技術者 ③ 電気工事士 ④ 実施工程表及び 施工計画書	工事現場の電気工作物（電路、自動昇、自動シャッター、電動機等も含む）の保安業務を行うものとする。契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。 (1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該施工に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。																	
⑤ 使用材料発注先調書 ⑥ 発生材の処理	使用材料名、調達業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。 (1) 引渡しを要するもの ① 無（ ） (2) 引渡しを要するもの以外 ② 構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3) 特別管理産業廃棄物 ③ 無 （有（PCB使用機器：関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す） (4) 再利用又は再資源化を図るもの ・ 無 ・ 有（ ・ 廃蛍光管 ・ コンクリート ・ 木材 ・ アスファルト ・ 金属くず ・ ダンボール類 ）																	
10. 監督員事務所	※ 設けない ・ 設ける（規模：（ ） ・ 備品（ ）																	
⑦ 工事用仮設物	すべて該負者の負担とする。																	
12. 足場・さん橋類	構内に作ることが、できる ① できない ・ 別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する ・ 内部仮足場等（ ・ 架台足場 ・ 移動式足場 ・ 移動式室内足場 ・ ） ・ 外部足場（ ・ A種[施工箇所面に枠組足場を設ける] ・ B種[施工箇所面に単管本足場を設ける] ・ C種[仮設コンドラを使用する] ・ D種[移動式足場を使用する] ）																	
⑧ 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、該負者の負担とする。																	
14. 工事写真 15. 完成図等	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。 監督員の指示による ※ 完成図（※ 設計図書で示したものを全て） 横仕表1.7.による（ 監督員の指示による） 作成方法 ※ 製本（ ※ 見開きA3縮小版 2～6部（黒紙紙金文字製本） ・ 見開きA1B1 1部（ビニール製本） ） ※ CADデータ（ ※ CD-R（1部） ） ※ 保全に関する資料(1部) ・ ※ 監督員の指示による 取扱い再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付け可。 ただし、絶縁変化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kg]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。																	
	<table><tr><th colspan="2">設計用標準水平地震度</th></tr><tr><th>設置場所</th><th>機器種別</th></tr><tr><td rowspan="4">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td></tr><tr><td>機器</td></tr><tr><td rowspan="4">中 間 階</td><td>防振支持の機器</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td></tr><tr><td>機器</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td></tr><tr><td rowspan="2">地下、1階</td><td>機器</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td></tr></table>	設計用標準水平地震度		設置場所	機器種別	上層階、屋上及び塔屋	機器	防振支持の機器	水槽類(※1)	機器	中 間 階	防振支持の機器	水槽類(※1)	機器	防振支持の機器	地下、1階	機器	水槽類(※1)
設計用標準水平地震度																		
設置場所	機器種別																	
上層階、屋上及び塔屋	機器																	
	防振支持の機器																	
	水槽類(※1)																	
	機器																	
中 間 階	防振支持の機器																	
	水槽類(※1)																	
	機器																	
	防振支持の機器																	
地下、1階	機器																	
	水槽類(※1)																	
	(※1) 水槽類にはオイルタンク等を含む。 ◎ 重要機器の定義は次による。 ・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 直流電源設備 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ◎ 高圧気中開閉器盤 ◎ 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																	
⑨ あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）8章2節8.2.4及び2節による。 確認試験 ① 引張試験 ・ 性能確認試験（本） ・ 施工体確認試験（本）を確認強度（kN）にて行う ② 施工士の適用（第1種、第2種） あと施工アンカー「施工士」による ※（社）日本建築あと施工アンカー協会認定資格																	

項 目	特 記 事 項
20. 防火区画等の貫通処理	電線等が防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合、その施工状況について貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。
① 電線・ケーブル	(1) EM-EFは紫外線による劣化を抑止する性能を持たせ、「タイシガイセン EM-EF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたものを使用する。
22. 予備配管	埋込分電箱からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本、5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。
23. 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
24. 金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ・ 屋外 ・ 屋内（機械室）
⑤ 埋め戻し土	・ A種 [山砂の類：水締め、機器による締固め] ・ B種 [根切り土の中の良質土：機器による締固め] ・ C種 [他現場の建設発生土の中の良質土：機器による締固め] ・ D種 [再生コンクリート砂：水締め、機器による締固め] ○ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める
⑥ 建設発生土の処理	※ 場外搬出処理 ○ 構内の指定場所に敷き均す
⑦ ケーブル埋設種	(1) 地中線路上には、次の材料によるケーブル埋設層を設ける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設保護シートを敷設する。 (3) 配管径が埋設幅が750mmを超える場合は、地中線埋設保護シートは2本以上敷設する。
28. ブルボックス	(1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン積層板とする。 (2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化塩ビスとする。
29. フラッシュプレート	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製
30. プレート用途表示	ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を安装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。
31. 配線器具	タンブラスイッチは通称品とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として通用形とする。ただし、2口の場合は様式を、また(2P15A)以外はすべてキャップとする。
32. 機器への接続	本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。
33. 照度測定	・ 測定場所： ・ 各室(測定箇所数 箇所) ・ 廊下 ・ 階段 用 途： ・ 非常用照明 ・ 一般照明 ・ 学校施設における室内照度測定(測定教室 箇所、測定黒板面 箇所) ※ 教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する。
④ 壁類	(1) 分電盤等の箇面ホルダーに、単線絡線図・総線絡線図・接点抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子箱には、経番表・総経表を備付付ける。
35. グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 〈資材〉 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ () 〈建設機器〉 ・ 排ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器 工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。
36. 他工事又は他工種との 取り合い	

3. ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)

ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう)

- ・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
- ・ブロックの仕様は国土交通省仕様に至るものとする。
- ・ハンドホールにノックアウト部分を設けてはならない。
- ・配管貫通部は、原則として巻きコンクリート（F=18N/mm²以上）とし、差し筋D10タテヨコφ200で補強する。
- ・補強方法については、あらかじめ監督員にハンドホール製作図を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No. -	1,500×1,500×1,500 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,740以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,200×1,200×1,500 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,700以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×1,400 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,600以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×1,100 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,300以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×900 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	900×900×1,100 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,260以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	900×900×900 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既製足場付)
・	ハンドホール No. -	600×600×680 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(既製足場付)
・	ハンドホール No. -	450×450×680 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※ 植栽帯等車両の通行の恐れがない場所、 収容ケーブルが少ない場所に限る
・	ハンドホール No. -	x x D 蓋 (Eマーク入)	
・	ハンドホール No. -	x x D 蓋 (Eマーク入)	

4. 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

	名 称	測 点	取付高(mm)		名 称	測 点	取付高(mm)	
共 通	取 引 用 計 器	地上～上端	2,000	時 計 ・ 表 示	壁 掛 形 観 時 計	床～中心	1,500 (上端1,900以下)	
	引 込 開 閉 器	床～上端	1,800		時 計	〃	〃	(天井高)×0.9
	警 報 盤	床～中心	1,500		壁掛形スピーカ アッテネータ	〃	〃	(天井高)×0.9 1,300
電 灯	分 電 盤	床～中心	1,500 (上端1,900以下)	表 示	表 示 灯	床～中心	(天井高)×0.9 1,300	
	タンブラスイッチ	〃	1,900		壁 付 発 信 器	〃	〃	1,300
	〃 (身障者用)	〃	1,100		ベル	〃	〃	(天井高)×0.9
	コンセント(一般)	〃	300		ブ ザ ー	〃	〃	(天井高)×0.9
	〃 (和室)	〃	150		押 ボ タ ン	〃	〃	1,300
	〃 (便所等)	〃	500	〃 (身障者用押鈕)	〃	〃	900	
	〃 (台上)	台上～中心	150	身障者用表示灯	〃	〃	2,000	
	ブラケット(一般)	床～中心	2,100	復 帰 ボ タ ン	〃	〃	1,800	
	〃 (語話)	〃	2,500	イン ター ホ ン	壁付インターホン	床～中心	1,500	
	〃 (鏡上)	鏡端～中心	150		〃 (身障者用)	〃	〃	1,100
避難口誘導灯	床～下端	1,500(以上)	壁付位置ボックス		〃	〃	1,500	
動 力	廊下通路誘導灯	床～上端	1,000以下		(壁付インターホンを除く)			
	壁掛形制御盤	床～中心	1,500	〃 (一般)	〃	〃	300	
	手元開閉器	〃	1,300 (上端1,900以下)	〃 (和室)	〃	〃	150	
電 話	操作スイッチ	〃	〃	テ レ ビ 受 信 機	機 器 収 容 箱	床～中心	(天井高)×0.9	
	押ボタン	〃	〃		ア ウ ト レ ッ ト	〃	〃	300
	室内端子盤 (廊下・室内)	床～下端	300	共同 受 信	〃 (一般)	〃	〃	
	中間端子盤 (EPS・電気室)	床～中心	1,500		〃	〃	150	
	集合保安器箱	〃	(天井高)×0.9		受 信 機	床～操作部	800～1,500	
	壁付アウトレット	〃	〃	副 受 信 機	〃	〃	800～1,500	
	ボックス(一般)	〃	300	機 器 収 容 箱	床～中心	〃	800～1,500	
	〃 (和室)	〃	150	発 信 器	〃	〃	800～1,500	
	火 災 報 知				ベル	〃	〃	(天井高)×0.9
					消 火 栓 表 示 灯	〃	〃	(天井高)×0.8

5. 接地極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

○	A種接地	銅板 1.5t×900×900 補助接地棒 (連結10φ×1,500) リード端子付 堀埋埋置中心深さ 2m 増設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	B種接地	銅板 1.5t×600×600 補助接地棒 (連結10φ×1,500) リード端子付 堀埋埋置中心深さ 2m 増設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	C種接地	銅板 1.5t×300×300 補助接地棒 (連結10φ×1,500) リード端子付 堀埋埋置中心深さ 1.5m 増設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	D種接地	接地棒 (10φ×1,500) リード端子付 打ち込み式 増設棒 (黄銅製又はステンレス製)

6. その他

① 工事現場の環境 改善について	工事現場のイメージアップ ・ 仮囲い周辺の美化 地域住民への情報提供 ・ 完成予想図の設置 ・ 情報掲示板の設置 ・ パンフレットの作成 地域住民とのコミュニケーション ・ 現場見学会の開催 住民に対する災害防止関係 ・ 現場出入り周辺への誘導標の設置
② 不具合の確認	工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月（計画に限り）に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長 に対して報告する。 （施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。）
③ 産業廃棄物の 取扱い	(1) 廃棄物の処理に当たっては、諸業者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の） 行為とするときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）に 基づき、適正に行うこと。 (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を 取得している者に委託すること。また、施工に産業廃棄物処理委託契約の締結し、産業廃棄物 処理業の許可証の写し、許可運輸車両一貫並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画 書」を監督員に提出すること。 (3) しゅん工した時は、廃棄物ごと処理数量を集計し、積込状況の写真、処分状況の写真等 を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。
④ 環境対策関係	(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排ガス対策型建設機械とすること。 (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 (3) なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。 (4) 水害、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。 (5) 散水対策全般的は、権力行使しないこと。
⑤ 安全対策関係	(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に 安全教育、研修及び訓練を行うこと。 (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に一月一回程度実施し、工事日誌へ記録 するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。 (3) 原則として代理人（主任）以外の第三者により、月一回以上会社による安全パトロールを行い、 工事日誌へ記載するほか、点検内容等を別書別に付録し、実施状況の写真を添付すること。 (4) 下請業者にIC（危知予知）、TBM（作業内容の打合せ）活動等を実施させ、その記録を整理 するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。 (5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内部に新しく納入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、 関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。 (6) 上記の(2)～(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え 監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。
⑥ 工事検査	施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による打ちかけ検査を実施 することがあるため、検査に協力すること。
⑦ 仮置層等	暴力団関係者から工事着工による被害を受ける場合は、仮置層を速やかに警察に提出すること。
⑧ 施工区等の取扱い	工事区等の作業中に発生する当該建物に属する被害は、発注者に帰属する。
⑨ 完成関係	完成間など管理期間に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。
⑩ 埋戻物	上記による他、監督員の指示に従うこと。

■建築概要

上田市本庁舎 令和3年築造

鉄骨造 地上6階地下1階建て（免震層を含まない）

延べ面積：16,220.16㎡ 建築面積：3,374.04㎡

用途地域、敷地面積：近隣商業地域（8,079㎡）

第一種住居地域（2,320.47㎡）

変圧器容量：単相900kVA、三相800kVA、スコット200kVA 合計1900kVA

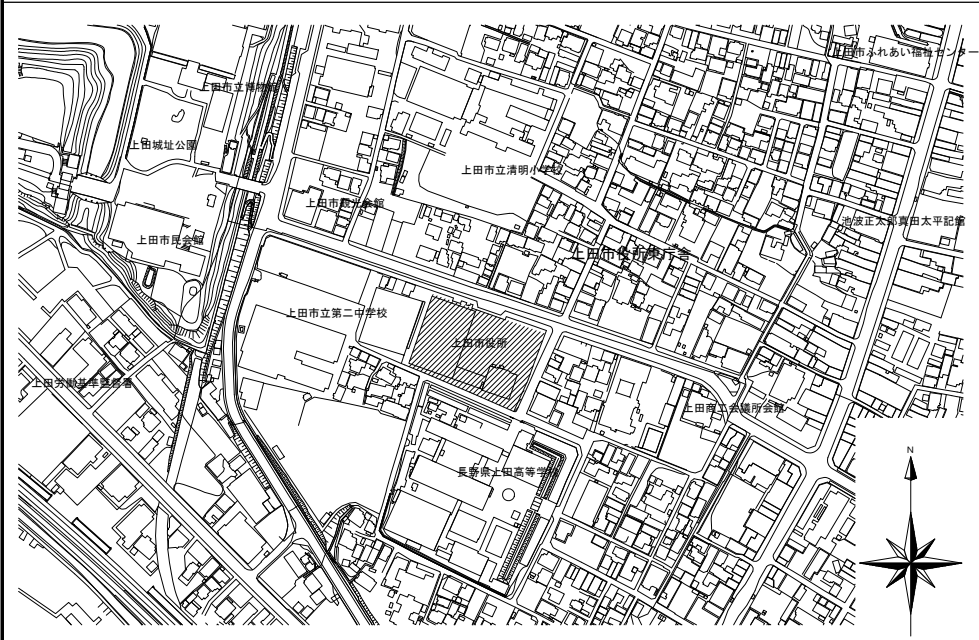
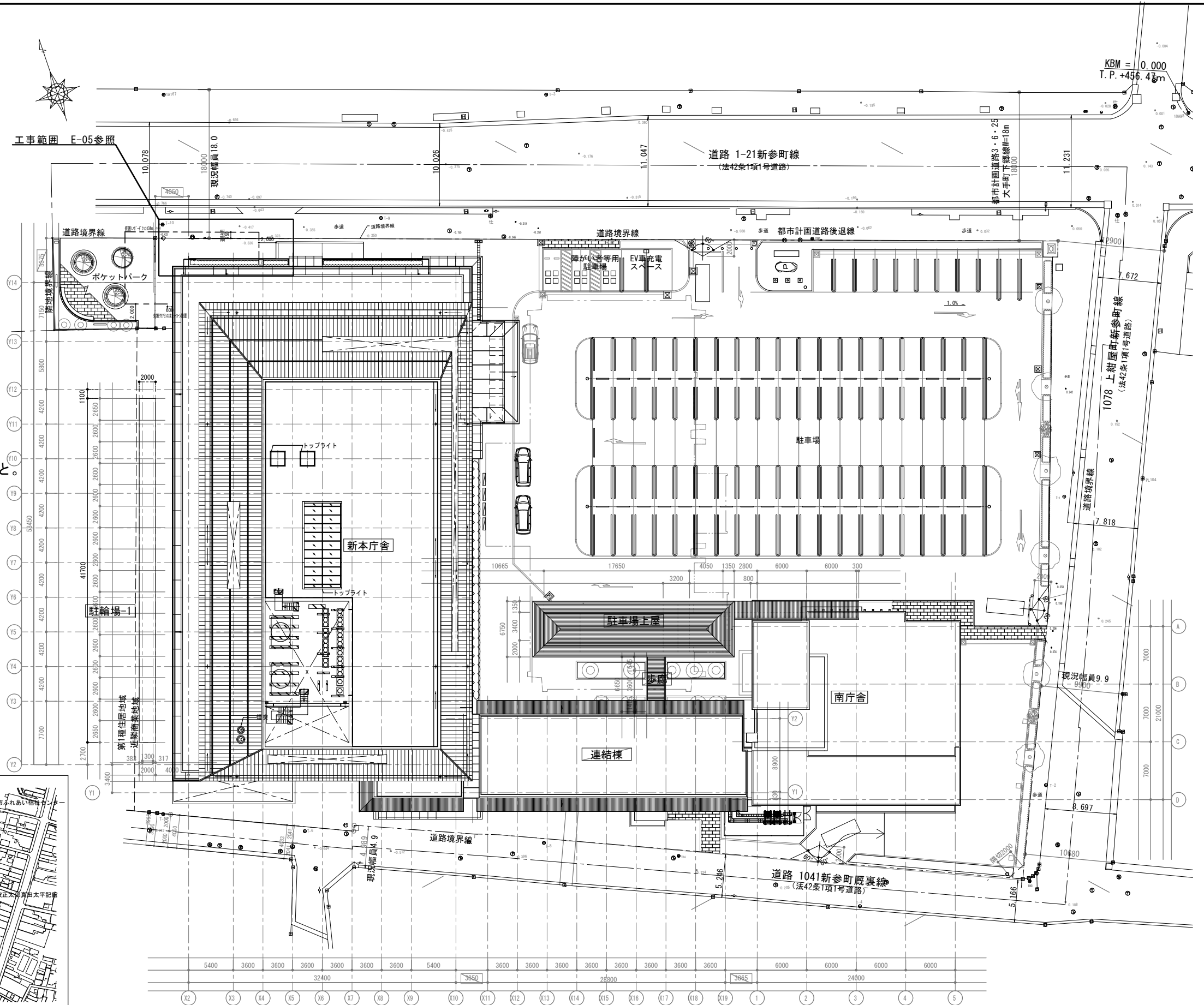
■工事概要

- ・引込電柱、既存空中開閉器2基撤去、（本線、予備線共）
- ・自立形高圧空中開閉器盤2基新設（基礎共）
- ・地中引込経路築造、高圧幹線接続（本線、予備線共）

■特記事項

- 1、本工事箇所は歩道に面しているため、特に安全に配慮した計画とすること。
- 2、現在予備線にて受電しているため、本線から施工を行うこと。
- 3、施工上、停電が必要な場合は十分に時期の協議を行うこと。
- 4、掘削後の仕上げ復旧は、周囲の仕上げとなじむよう配慮すること。
- 5、電気主任技術者の立会が必要な時期を監督員と協議すること。
- 6、道路占用が必要な場合、監督員に協議すること。

案内図



上田市都市建設部建築課

事業年度
R-08

事業名
図名

本庁舎高圧幹線地中化工事
案内、全体配置図

SCALE
S=1/250

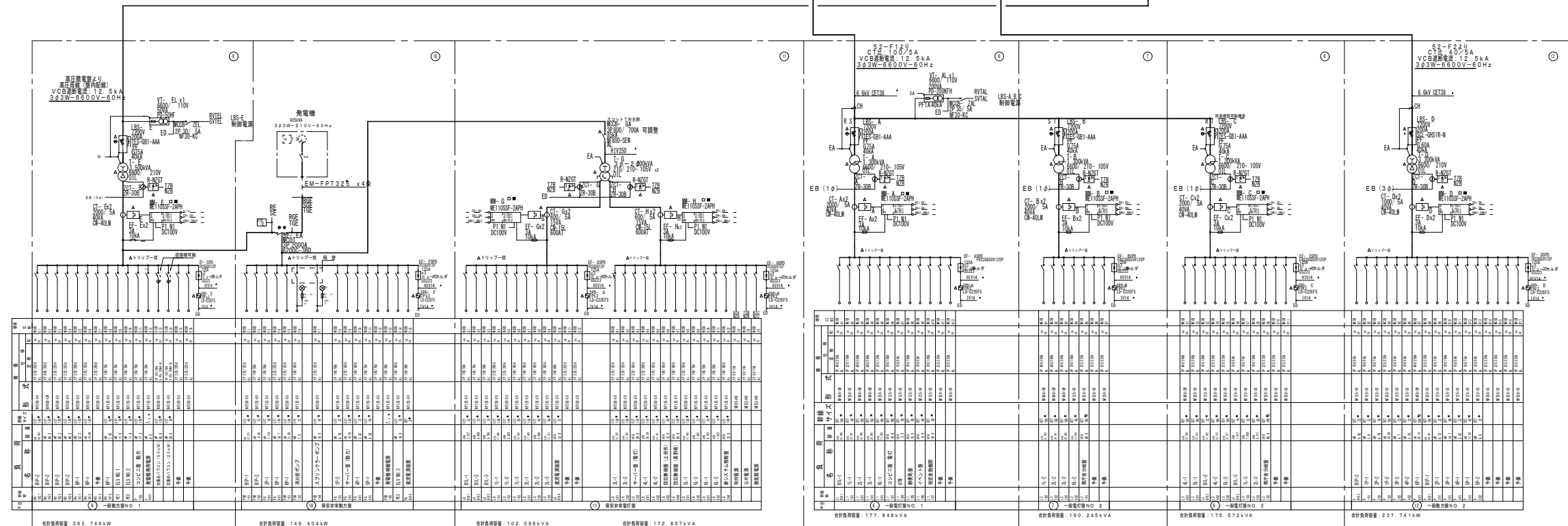
NO.
E-02

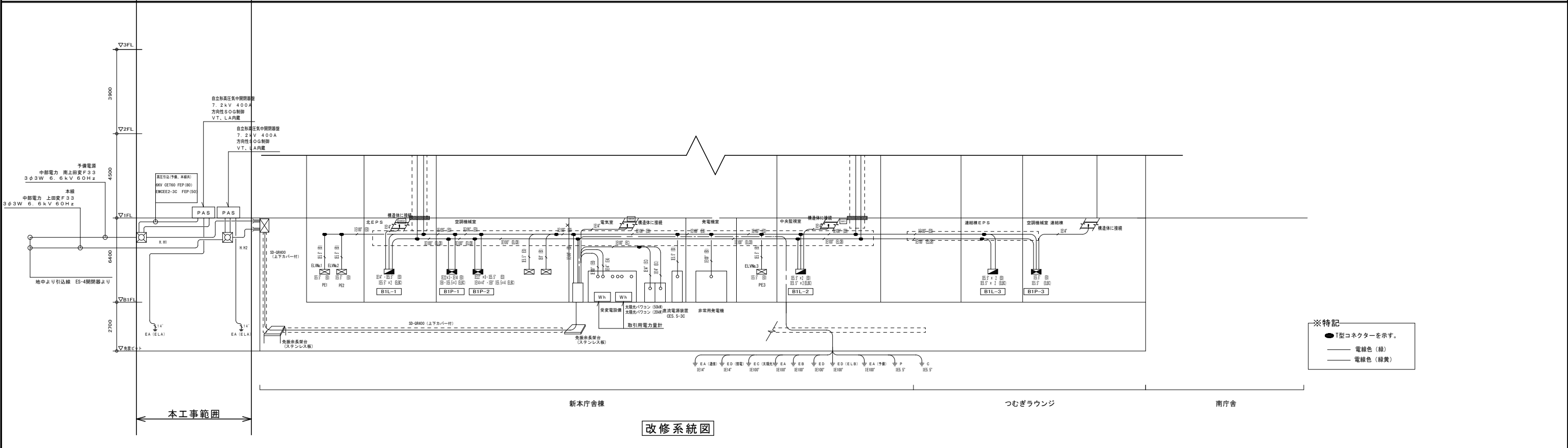
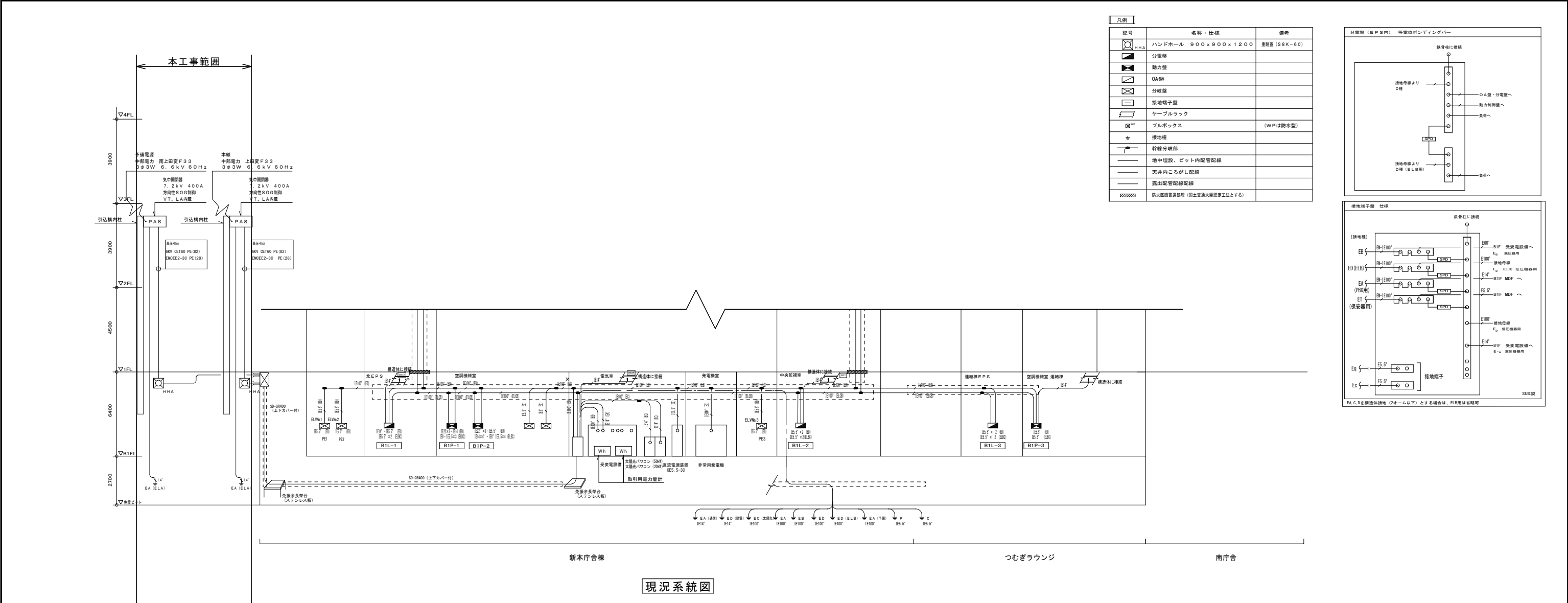
工事対象箇所

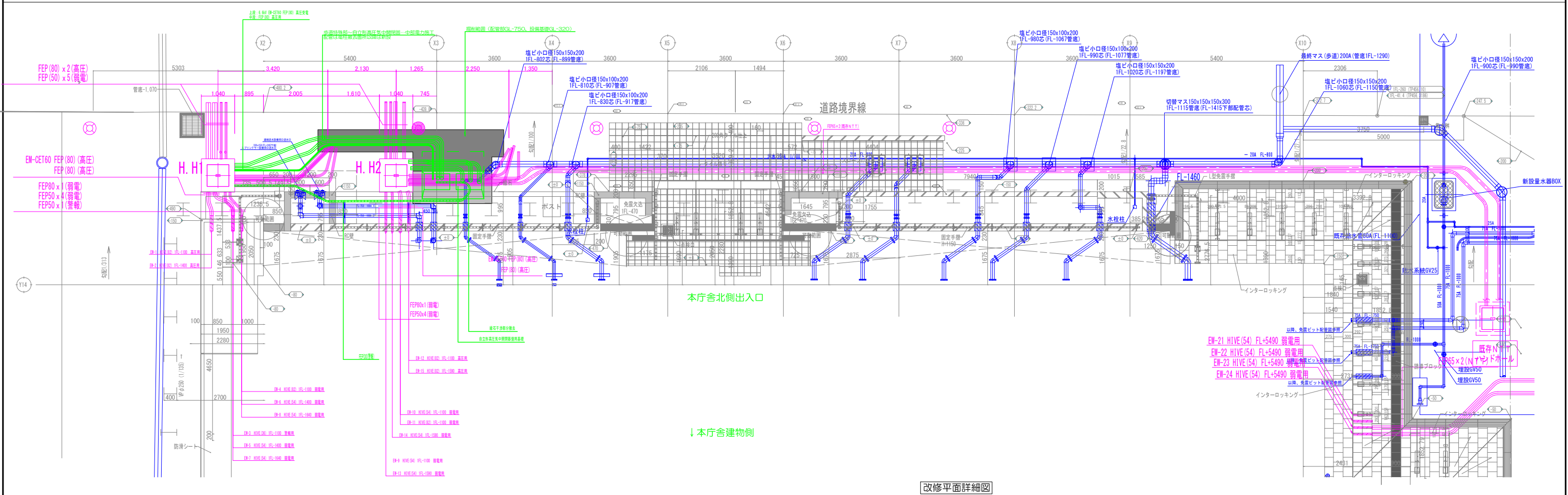
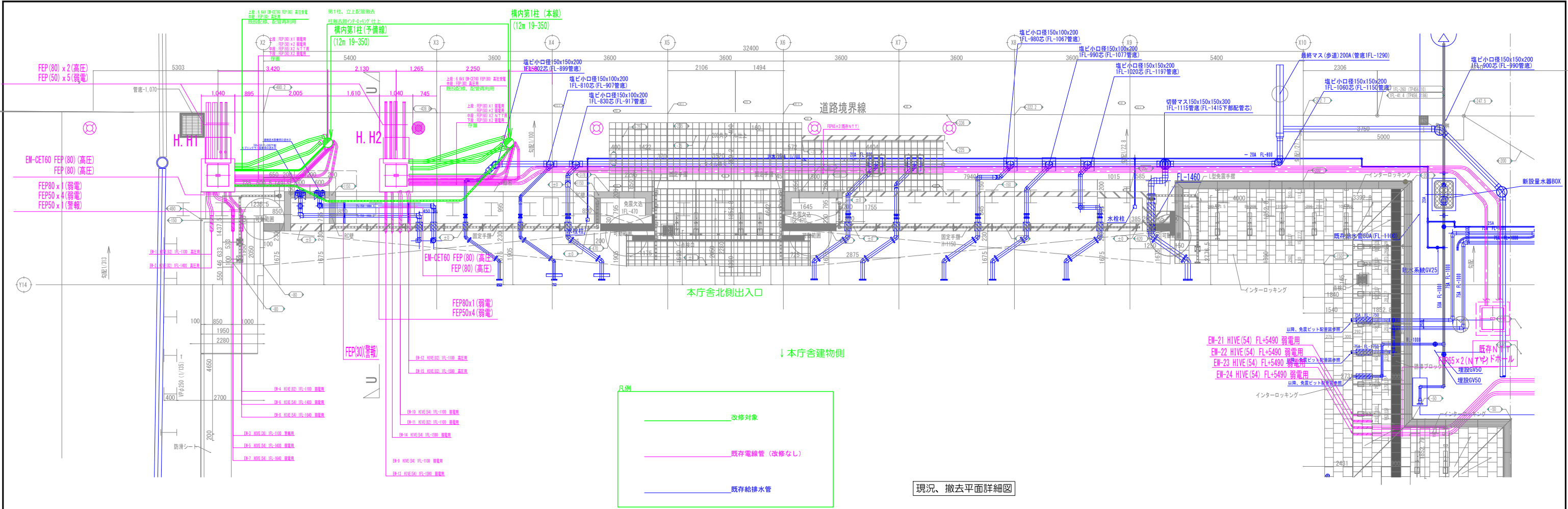
凡 例

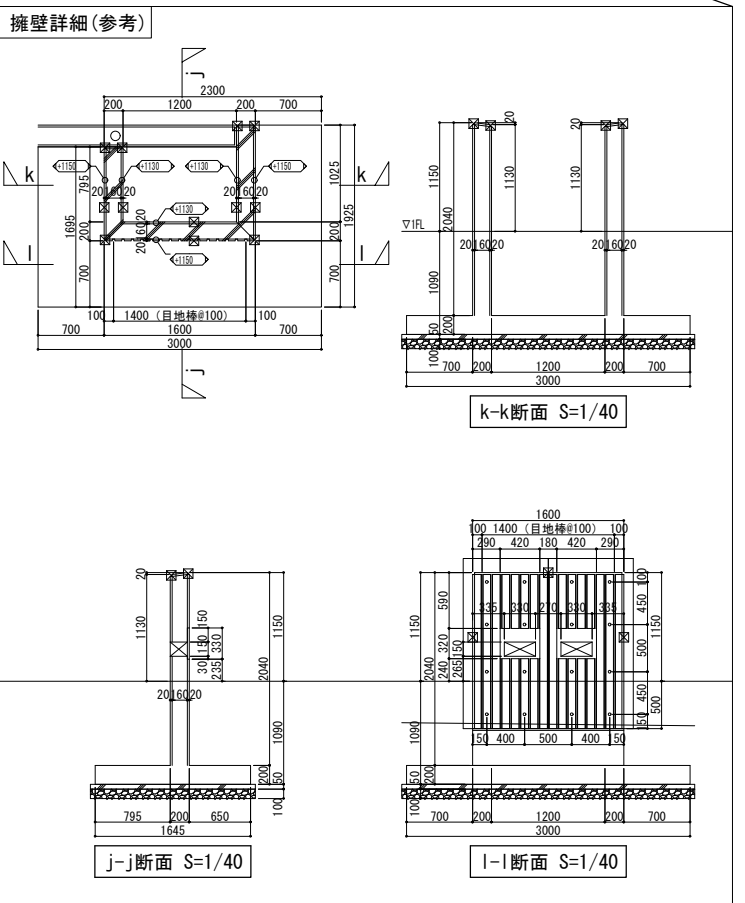
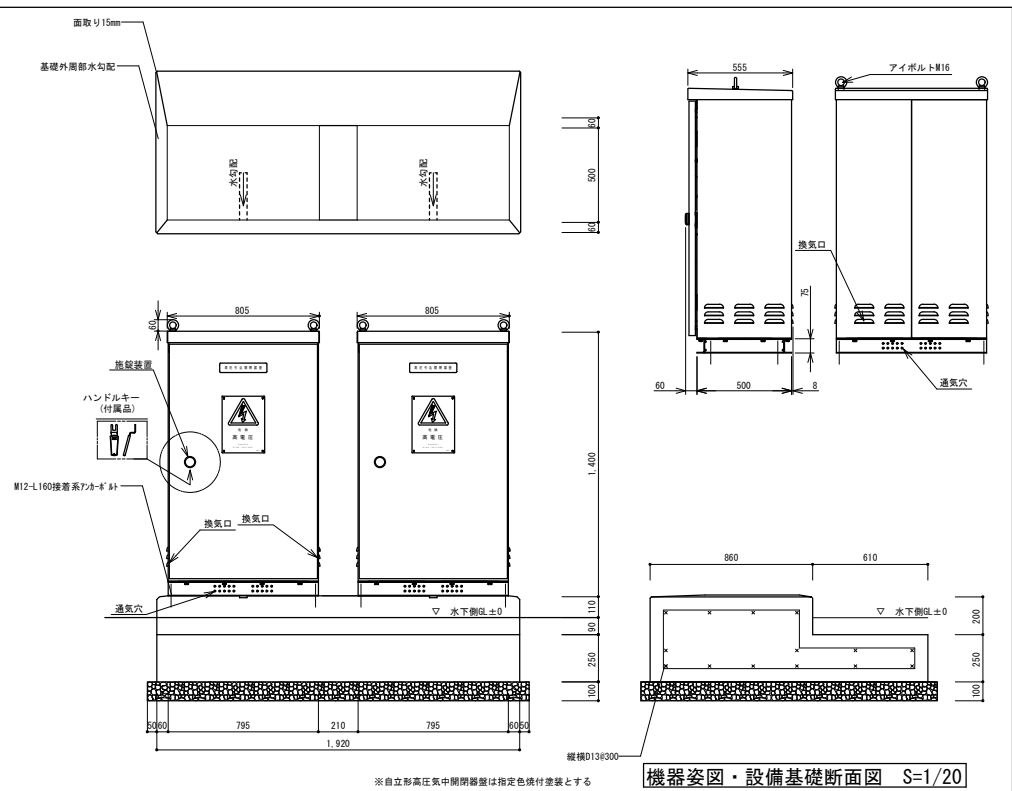
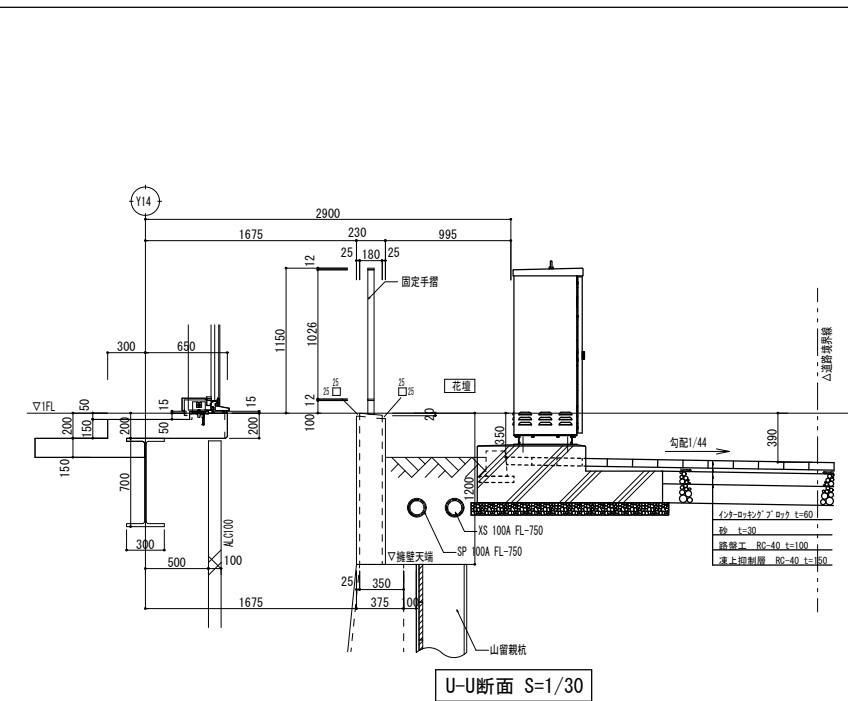
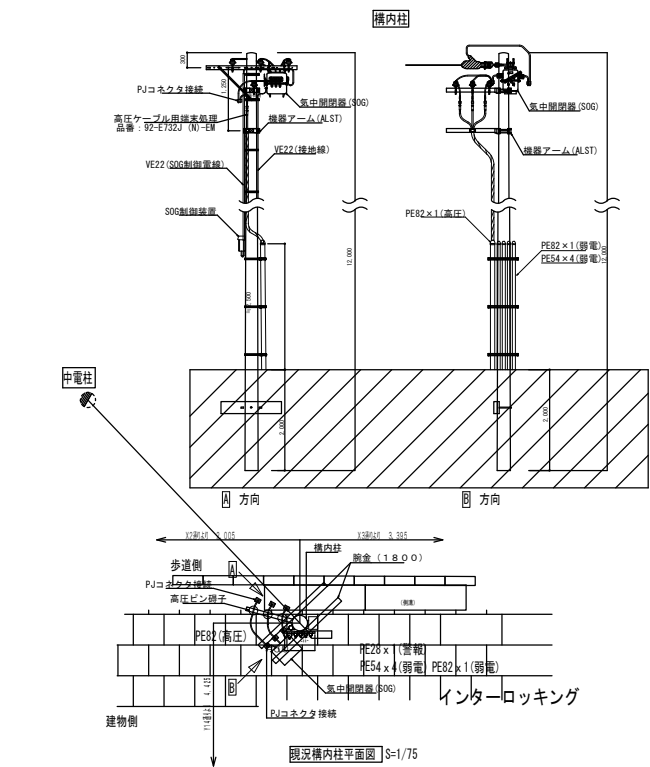
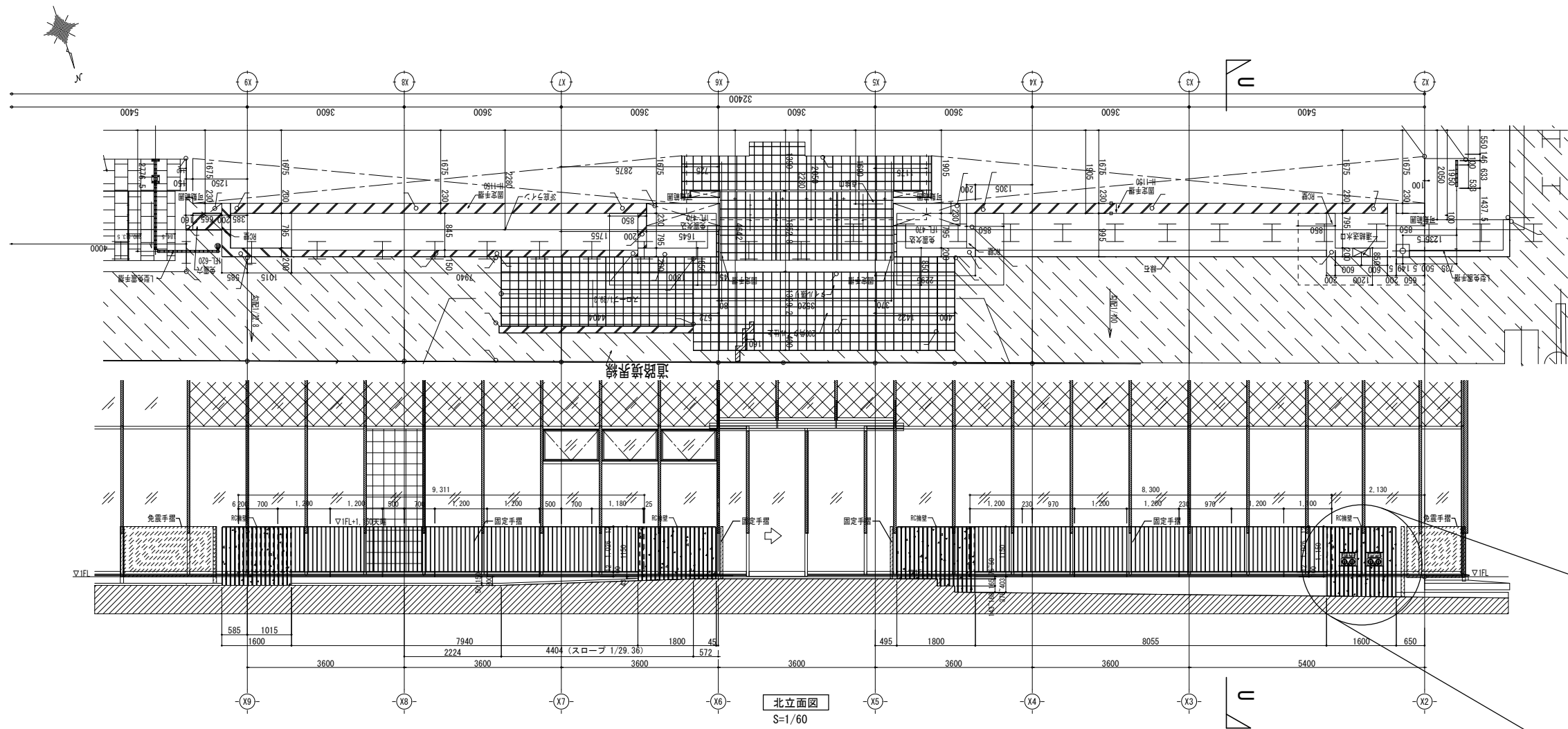
記号	名 称	備 考	記号	名 称	備 考
PAS	高圧区分負荷開閉器		WH	電力量計	
CH	ケーブルヘッド		DGR	方向地絡継電器	
VCT	計器用変圧変流器		OCR	過電流継電器	
DS	断 路 器		UVR	不足電圧継電器	
PF	電力ヒューズ		APFC	自動力率制御装置	
LA	避雷器	電動バネ操作	LGR	低圧地絡継電器	
VCB	真空遮断器		TH	サーマルリレー	
VMC	高圧真空接触器		t°	ダイヤル温度計	
LBS	高圧気中負荷開閉器		T	変 圧 器	モールド式
CT	計器用変流器		C	進相コンデンサ	モールド式
VT	計器用変圧器		SR	直列リアクトル	ガス封入型
ZCT	零相変流器		ZPD	零相電圧検出コンデンサ	
CTT	電流試験用端子		MCCB	配線用遮断器	
VTT	電圧試験用端子		MC-DT	双投形電磁接触器	
ZCTT	零相電流試験用端子				
V	電 圧 計				
A	電 流 計				
W	電 力 計				
COS f	力 率 計				

記号	中央監視室対応
○	操 作
●	状態表示
△	警報表示
□	計 測 (4~20mA)
■	電力量
記号	太陽光設備対応
△S	警報表示









上田市都市建設部建築課

事業年度
R-08

事業名
図名

本庁舎高圧幹線地中化工事
部分詳細図

SCALE
-

NO.
E-06